

# ○東部知多衛生組合プロポーザル方式等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東部知多衛生組合（以下「組合」という。）が発注する業務に関し、プロポーザル方式、コンペ方式又はこれらに類する方式（以下「プロポーザル方式等」という。）により受託者を選定し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約する場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 発注する業務に対する発想、課題の解決方法、取組体制等の提案を審査し、最も適切な創造力、技術力、経験等を有する受託者を選定する方法をいう。
- (2) コンペ方式 発注する業務に関する具体的な企画提案を審査し、最も優れた企画案を提案した受託者を選定する方法をいう。
- (3) 指名型 入札参加資格者名簿に登録されている事業者から別に定める選定条件に基づき、プロポーザル方式等に参加する事業者を絞り込んで指名し、提案を求める方式をいう。
- (4) 公募型 プロポーザル方式等の実施について公示し、参加する事業者を募り、その中から選定条件に適合するものを審査し、提案を求める方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式等により発注することができる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 管理・運營業務
- (2) 情報システム開発業務
- (3) 設計・コンサルティング業務
- (4) その他プロポーザル方式等により執行することが適当であると東部知多衛生組合管理者（以下「管理者」という。）が認める業務

(参加資格)

第4条 プロポーザル方式等に参加できる者は、次に掲げる資格要件等を満たすものとする。

- (1) 入札参加資格者名簿に登載されていること（公募型の場合を除く。）。
- (2) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東部知多衛生組合不正契約者等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(実施要領)

第5条 業務を所管する課（以下「所管課」という。）は、プロポーザル方式等により受託者を選定する場合は、実施要領を定めなければならない。

2 前項の規定により定める実施要領は、原則として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業の目的及び業務内容の概要

目的、業務の内容、予定契約（履行）期間、予算概要等

(2) プロポーザル方式等の採用の具体的な理由及びその導入効果

(3) 事業スケジュール及び受託者の決定までの事務手順

事業の全体スケジュール及び受託者の決定までの事務の手順

(4) 選定方法

指名型又は公募型

(5) 応募期間、申込方法及び公募条件（公募型の場合に限る。）

(6) 提案依頼の内容及び提案書の作成要領

提案の内容、提案書の様式・部数、提出方法、提出期限、記入上の注意事項、質疑応答等

(7) 審査方法及び審査基準

審査委員会の委員の構成、審査の項目、審査の基準、審査スケジュール、審査結果の通知等

(8) その他必要な事項

（東部知多衛生組合指名業者選定審査委員会への付議）

第6条 東部知多衛生組合指名業者選定審査委員会（以下「指名審」という。）は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 実施要領に関すること。

(2) プロポーザル方式等の採用の可否に関すること。

(3) 指名型のプロポーザル方式等に参加する者の資格審査に関すること。

(4) 公募型のプロポーザル方式等に参加する者の資格審査に関すること。

(5) プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査の内容及び受託者の決定に関すること。

（提案書の募集）

第7条 管理者は、指名型のプロポーザル方式等により業務を発注しようとする場合は、指名審の審議を経て決定した事業者に、業務に関する提案書の提出を依頼するものとする。

2 管理者は、公募型のプロポーザル方式等により業務を発注しようとする場合は、公告、組合ホームページ等により業務に関する提案書の提出を事業者に依頼するものとする。

（審査委員会の設置等）

第8条 所管課は、プロポーザル方式等により受託者を選定する場合は、業務ごとに審査委員会を置かなければならない。

2 審査委員会の委員を選任する場合は、必要に応じて学識経験者を委員とすることができるものとする。

（審査委員会の所掌事務等）

第9条 審査委員会は、実施要領に基づき、提案書の内容の審査を行い、受託者を選定する。

2 委員長は、前項により受託者を選定した場合は、速やかにその内容を指名審に報告しなければならない。

3 審査委員会の庶務は、所管課において処理する。

(審査結果の通知)

第10条 管理者は、指名審の審議により受託者が決定した場合は、速やかに審査の結果及び内容を提案書を提出した事業者に通ずるものとする。

2 業務を受託できなかった事業者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内に、書面により、提案書を採用しなかった旨及び採用しなかった理由（以下「非特定理由」という。）についての説明を求められることができる。

3 管理者は、前項の規定により非特定理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月2日から施行する。